

各加盟校長 様

京 都 府 高 等 学 校 文 化 連 盟
会 長 松井 佳代美
(京 都 府 立 鴨 沂 高 等 学 校 校 長)

一般生徒還元事業に係る「特別警報」等発表時の対応について

令和 7 年 4 月 8 日付け、7 高文連第 36 号の 2「京都府高等学校文化連盟主催行事等に係る「特別警報」等発表時の対応について」により、不測の事態に際して、本連盟が主催する行事等について適切に対応いただくようお願いをしたところです。

一般生徒還元事業につきましては、演奏会等の主催者が開催判断を行うため、「特別警報」等発表時においても演奏会等が開催される場合もあります。本連盟におきましては、生徒及び関係教員等の安全を最大限に確保するため、下記のとおり主催行事等と同様に取り扱うこととしますので、適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 気象警報等発表時について

- (1) 特別警報発表時は「ただちに命を守る行動をとること」が前提となるため、参加を中止する。また、暴風警報発表時も同様とする。
- (2) 大雨、高潮、津波、暴風雪、大雪、洪水警報の発表時は、会場地や参加生徒の地域性を考慮し、生徒及び教員等の安全を最大限に確保できるよう配慮し、各校にて参加について判断する。

2 気象警報等の解除時について

特別警報が解除され警報等に切り替えられても、「その後の土砂崩れや河川の決壊等により道路、交通網が遮断されるなど生徒等の移動に危険が及ぶ可能性が高いこと」が想定されるため、確実に安全が確認されるまで参加を見合わせる。

3 その他

会場地の気象条件に一切の支障が無い場合においても、参加生徒及び教員等の居住地における警報等の発表の有無について確認した上で各校にて参加の判断をする。